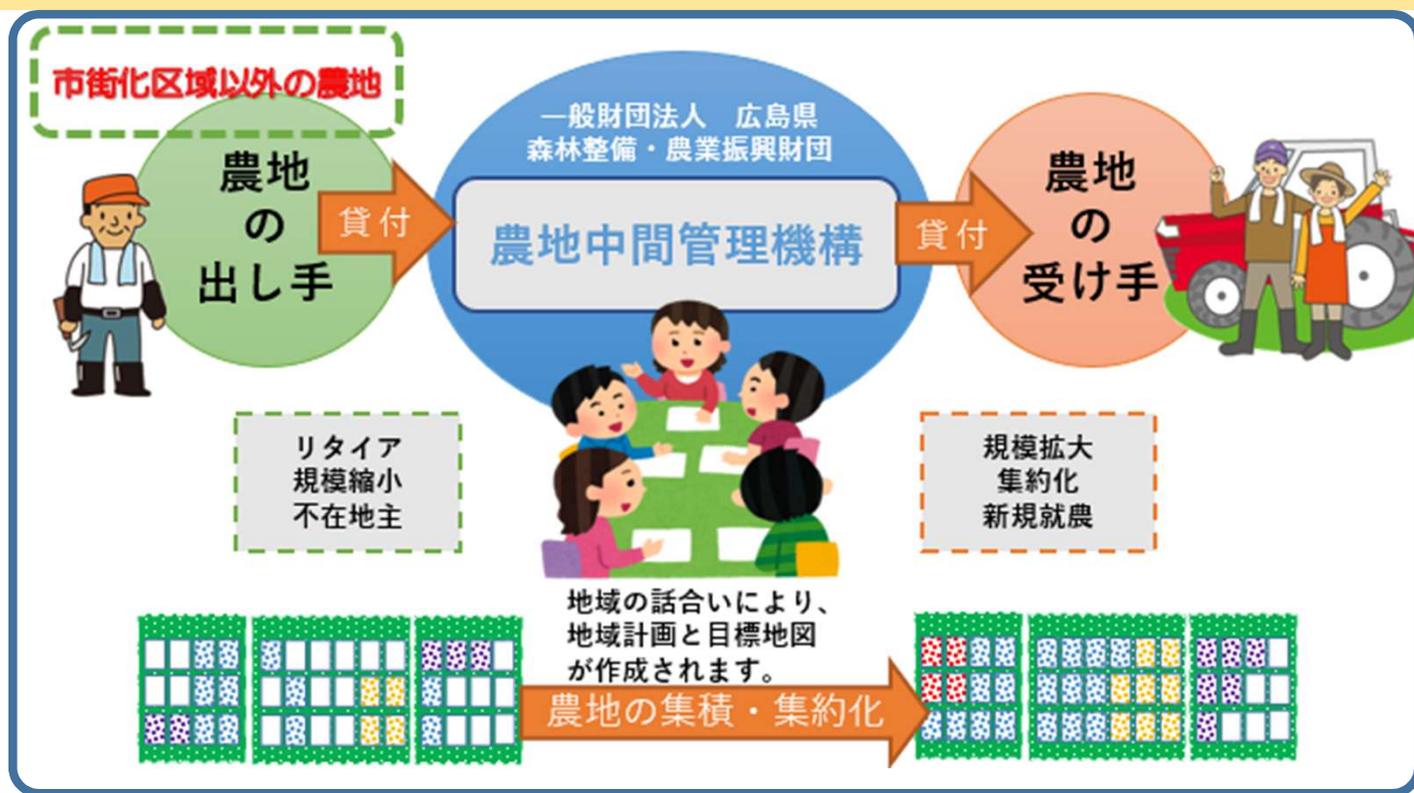


農地中間管理事業

農地中間管理事業とは、県が指定する農地中間管理機構が、市町が定める地域計画に基づいて、農地を貸したい人から借り受け、まとまりのある形で貸付けする事業です。



出し手のメリット

1. 公的機関なので安心です

県から指定を受けた機構が農地をお預かりし、受け手との事務手続等を行います。

賃借料の受取については、次のとおり選択することができます。

①機構を通じた受取 ②受け手から直接受取

※ただし、いずれの場合も受け手との合意により決まります。

※使用貸借（無償）や物納も選択できます。

2. 契約満了後は必ず農地が戻ります

お借りした農地は、契約期間満了後に必ずお返しします。

引き続き貸付けを希望する場合は、再度手続きをお願いします。

3. 農地は適切に管理されます

耕作者が不在になった場合は、新たな耕作者に貸付けを行うまでの間、機構が保全管理を行います。

（最長1年間）

受け手のメリット

1. 農地を長期で借りることができます

地域の話し合いで策定される地域計画に基づき、原則として10年以上の貸付けを行います。

2. 賃借料の支払い方法を選択することができます

「機構を通じた徴収・支払」又は「出し手へ直接支払」を選択できます。

出し手が複数ある場合は、「機構を通じた徴収・支払」を選択すると、賃料をまとめて機構に支払うことができるため、支払事務が簡素化できます。

※賃借料の支払い方法は、出し手との合意により決まります。

※使用貸借（無償）や物納も選択できます。

3. 遊休農地を解消して貸付けします

利用したい遊休農地が補助事業の対象となる場合は、機構が耕作可能な状態にして農地の貸付けを行います。

※（参考）令和6年度上限額 4.3万円/10a

※事業実施の前年度までにご相談ください。

農地中間管理事業による農地貸借の流れ

貸付者と借受者で、貸借する農地、賃借料、貸借期間（始期、終期）などを話し合っておくとスムーズです。



1. 必要書類の提出

下記の書類に必要事項を記入していただき、市町農業振興担当課に提出して下さい。

【提出書類】「農地中間管理事業による貸借申出書」又は「農用地利用集積等促進計画」（必要な場合は相続関係説明函を添付）、個人情報同意書、賃料の徴収・支払の口座情報等

1ヶ月程度

2. 貸借手続

農地中間管理機構と市町農業振興担当課が協力して、農地貸借に必要な書類を作成して、農地貸付者、農地借受者に押印、提出いただくようご案内します。

【提出書類】農用地利用集積等促進計画（必要な場合は相続関係説明函等を添付） ※1で提出済の場合は不要

1~2ヶ月程度

3. 認可申請

書類が整い次第、農地中間管理機構が広島県知事に認可申請します。

1週間程度

4. 認可・公告

広島県知事が認可・公告し、権利が設定されます。

※留意事項

- ・農地中間管理事業による農地貸借は、手続きに3~4ヵ月かかることがあります。
- ・相続未登記等の共有地の場合は、権利持分の過半の同意が必要となります。

お問い合わせは、市町農業振興担当課 又は
一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団(農地中間管理機構)まで
〒730-0051 広島市中区大手町四丁目2番16号
TEL:082-541-6192 メール:kikou@hsnz.jp HP:https://hsnz.jp/kikou